明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六〇）　二

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二六一）　三

○消防法施行令の一部を改正する政令（二六二）　四

○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（二六三）　四

〔府　令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七一）　四

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（**総務**三七一）　四

○食料生産基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三四六）　四

○カッサラ市給水計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**三四七）　四

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（**文化庁**四三）　五

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域を定める件（**厚生労働**五四九）　五

○保安林の指定をする件（**農林水産**二三一二～二三一五）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**二三一六、二三一七）　五

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（**同**二三一八）　五

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**一一四九）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一一五〇）　六

○都市計画に関する件（**同**一一五一）　六

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二二八～二三二）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一五四～一五七）　七

○都市計画に関する件（**同**一五八、一五九）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**三七五～三七七）　八

○道路に関する件（**北陸地方整備局**九六、九七）　八

〔国会事項〕

内閣　八

〔人事異動〕

内閣　八

〔叙位・叙勲〕

内閣　八

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇

特殊法人等

日本郵政共済組合定款の一部変更関係　一〇

会社その他　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六〇号）（警察庁）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第五三号）の一部の施行期日は、平成二五年一月三〇日とすることとした。

◇暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二六一号）（警察庁）

1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正

㈠　適格都道府県センターの認定に係る申請書の経由に関する事務を方面公安委員会が行う事務から除くこととした。（第五条関係）

㈡　その他の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

2　この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年一月三〇日）から施行することとした。

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（総務省）

1　統括防火管理者の資格に関する事項

統括防火管理者の資格を有する者は、次に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれに定める者で、必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすものとすることとした。

㈠　次に掲げる防火対象物　甲種防火管理講習の課程を修了した者等（第四条第一号関係）

(1)　高層建築物（㈠の(1)に掲げるものを除く。）